

台風等の影響による対応について

台風等により「東京 23 区東部」に「警報」が出ている場合には、校内活動について下記の通り対応する。

1. 午前 6 時半に暴風警報、大雨警報のいずれかが出ている場合

→自宅待機

2. 午前 11 時までに暴風警報・大雨警報のいずれも解除された場合

→午後 1 時から校内活動（午後 1 時までに各 H R 教室に入ること）

3. 午前 11 時に暴風警報・大雨警報のいずれも解除されていない場合

→臨時休業（休校）（生徒手帳 3 8 ページ参照）

※ 台風等の自然災害等により登校に支障が生ずることが予想される場合は安全を第一に状況を十分に確認して登校すること。

※上記の判断については、生徒が各自で、テレビ、ラジオ、インターネット等により、気象庁の発表を確認して行う。

※ 23 区東部とは、台東区、墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区の 7 区